

議員提出第3号議案

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年3月14日

提出者

吉田雅紀
岡崎綾子
中島謙二

岩田浩岳
岡本淳
福田正明

中村 絢一
生越俊一
成相安信

(別紙)

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

食料品など生活必需品の値上がりが続くなか、消費者だけでなく、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも深刻な打撃を与えている。

物価の高騰は所得の低い人ほど影響が大きく、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活は、より厳しいものとなっている。

コロナの感染拡大が始まった2020年以降、世界各国は最低賃金をはじめとする賃金の引き上げによる内需拡大をすすめ、経済危機を克服してきた。日本も2023年の最低賃金改定で「過去最高の引き上げ」をしたが、世界の水準には届いていない。

この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金の大幅な引き上げと地域間格差の是正がこれまで以上に重要となってくる。

2023年10月に改定された地域別最低賃金は、最高の東京で時給1,113円、島根県では904円、最も低い県では893円に過ぎない。毎日8時間働いても年収で175万円程度であり、最低賃金法第9条第3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。さらに地域別であるがゆえに、島根県と東京都では、同じ仕事でも時給で209円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。

世界の最低賃金制度は、全国一律が主流であるのに対して、日本の最低賃金は都道府県ごとに分けられ、主要国の中で最低水準となっている。日本でも大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを構築するなど具体的な中小企業支援策を実施し、最低賃金を確実に引き上げられるよう、環境を整備していく必要がある。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

- 1 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金を抜本的に引き上げるとともに、全国一律最低賃金制度をめざし、地域間格差の是正をはかること。
- 2 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

中央最低賃金審議会会長